

関東高等学校体育大会に関する申し合わせ事項（事務手続き）

1 宿泊費・要項内容等の変更について

- (1) 宿泊費が関東高体連で決定した額を超える場合は、前年度秋季理事会（専門部長・理事合同会議）に「都県高体連会長名」で申請・承認を得る。
- (2) 実施要項の内容等の変更に関する申請は、前年度秋季理事会に「関東専門部長名」で申請・承認を得る。（ただし、参加規模変更等に関する申請は、前年度春季理事会まで。なお、開会式を前日に実施する場合は、実施要項の内容等の変更にはあたらない。）

2 次年度大会開催予定

様式4により、前年度9月の各都県会長・理事長・事務局合同会議までに関東高体連事務局へ報告する。

3 プログラムについて

- (1) 大会実施要項保存のため、大会実施要項をプログラムに掲載する。
- (2) サイズは、B5版またはA4版とする。
- (3) プログラム表紙に商標に類するものは使用しない。

4 大会役員委嘱について

各都県会長・理事長の役員委嘱は、特に行わないものとする。

5 大会会場最寄り駅の記載について

大会要項に、会場最寄り駅を記載する。（参加校等の事務手続き上必要）

6 宿泊料金について

- (1) 宿泊は、開催都県実行委員会の斡旋する宿舍とする。
- (2) 料金は、1泊3食 ○○, ○○○円 内税（昼食代○○○円 内税）と記載する。
※ 1泊3食 11, 550円を上限とする。（平成20年11月20日）

7 各都県派遣審判員について

- (1) 各都県2名を原則とする。
- (2) 派遣依頼は、開催都県大会会長名とする。
- (3) 会期、派遣期間、旅費負担等について明記する。 *別紙文書例を参照のこと。
- (4) 旅費・宿泊費等については、派遣する各都県の高体連（専門部）が負担する。

8 参加料について

スキーについては、群馬県の固定であり負担をかけている。また、民間施設であるため、コース整備に多額の費用がかかる。

9 負担金について

スキーとスピードスケートに参加する都県高体連は5万円を負担する。